

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき、江戸川区乳児養育手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第三項の規定により報告し、承認を求めらる。

平成二十四年五月二十三日

江戸川区長 多田正見

江戸川区乳児養育手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を公布します。

平成二十四年三月三十一日

江戸川区長 多田正見

江戸川区条例第三十号

江戸川区乳児養育手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区乳児養育手当の支給に関する条例（昭和四十四年三月江戸川区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「前前年」を「前々年」に、「次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める」を「当該乳児の誕生日において、現に児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項に規定する一般受給資格者に適用される同法第五条第一項に規定する」に改め、同号イ及びロを削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区乳児養育手当の支給に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に出生した乳児に係る乳児養育手当（以下「手当」という。）から適用し、同日前に出生した乳児に係る手当については、なお従前の例による。

3 新条例第三条第二号の規定は、平成二十四年六月一日以後に出生した乳児に係る手当から適用し、施行日から同年五月三十一日まで出生した乳児に係る

4

手当については、なお従前の例による。

前二項の規定により、なお従前の例による場合において、この条例による改正前の江戸川区乳児養育手当の支給に関する条例第三条第二号イ中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」とあるのは「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）第一条による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧法」という。）」と、「同法」を「旧法」と、同号口中「児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第十一条において読み替えて準用する同令第一条から第三条までの規定により算出して得た児童手当法附則第六条第二項において準用する同法第五条第一項に規定する額」とあるのは「旧法第五条第一項に規定する額に七十二万円を加えた額」と読み替える。